（土地改良事業計画書様式）

土地改良事業計画書

1. 目　的

本地区内の区画整理を実施することにより農業の振興、生産性向上及び地域計画の実現化を図る。

2. 地域、地籍及び現況

(1) 所　在　仲多度郡まんのう町公文地内

(2) 地　積　受益面積　0.3　ha　関係戸数　5　戸

(3) 現　況　当地区は、まんのう町公文の北部に位置した、水田地帯であり、水稲が中心の営農であり、地区内のほ場は狭小で不整形であり、用水の円滑な配水に支障をきたすとともに、維持管理に多大な労力を要している。

3. 一般計画

- 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、6アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
- ほ場の整備をすることにより地域農業の振興と生産性向上のため維持管理の軽減を図る。
- 水田に囲まれた田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。

4. 主要工事計画

(1) 数　量　0.3　ha　起点 ： まんのう町公文

終点 ： まんのう町公文

(2) 断　面 B = ― m × H= ― m

(3) 内　容　区画整理　A=0.3ha
暗渠排水工　N=1式

5. 他事業との関係

農地集積促進事業、大区画化等加速化支援事業

6. 工事の着工及び完了予定期間

着　工　令和8年12月2日

完　了　令和9年3月19日

7. 環境との調和への配慮

本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。

8. 本施設の維持管理

本施設の維持管理については、公文地区共同施行において管理する。

9.　事業費の総額及び内容

(1)　事業に要する費用

区　　分	金　　額(千円)	備　　考
工　事　費	5,700	
用地買収補償費	-	
測量試験費	600	
工事雑費	-	
事　務　費	-	
計	6,300	10a当りの事業費　2,100,000 円

(2)　資金計画

区　　分		金　　額(千円)	備　　考
補助金	国補助金	-	
	県補助金	3,780	
	市町補助金	1,260	事業費の20%
	小　計	5,040	
地元負担金	受益者負担金	1,260	
	借入金	-	農林漁業資金 利率 償還期間 〃 賦課基準 〃
	小　計	1,260	
計		6,300	

10.　事業効果

区　　分	金　　額(千円)
作物生産効果	1,561
維持管理節減効果	0
走行費用節減効果	0
そ　の　他	0
年総増加額計	1,561
廃用損失額	-

n ：　30　総合耐用年数
T ：　1　事業着手から効果発生年数
i ：　0.04　割引率
資本還元率：$i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
建設利息率：0.2×0.4×0.065×T
農家負担率：　0.2

妥当投資額＝年総増加額計÷〔資本還元率×(1+建設利息率)〕-廃用損失額
＝　1561　÷〔　0.0578　×(1+　0.0052　)〕-　0
＝　26,867
投資効率＝妥当投資額÷総事業費＝　26,867　÷　6,300　＝4.26
※投資効率は基準値は1.00以上とする。

11.　計画図

(1)　位置図

別紙のとおり

(2)　平面図

別紙のとおり

(3)　標準断面図

土地改良事業施行事由書

本地区の1戸当たり平均耕作面積は、6アールと零細で土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。

また、地区内のほ場は狭小で不整形であり、用水の円滑な配水に支障をきたすとともに、維持管理に多大な労力を要している。

そこで、区画整理することにより地域農業の振興、生産性の向上・維持管理の軽減及び地域の活性化を図る。

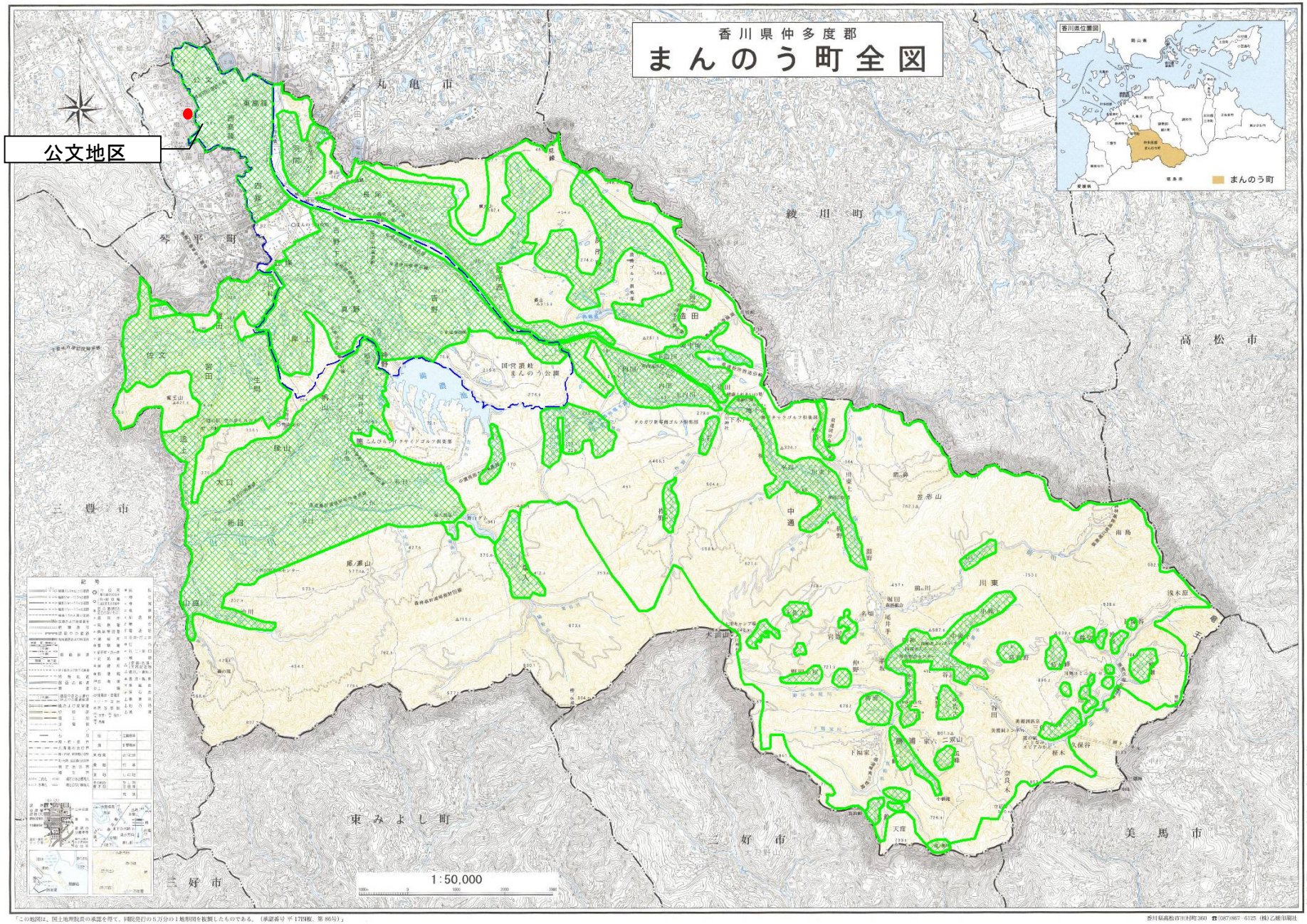

香川県仲多度郡まんのう町役場

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平17四板、第86号）」

香川県高松市田村町360 ☎(087)867-6125 (株)乙姫印刷社

計画概要図　**公文 地区**



区画整理

既設畦畔撤去により大区画化

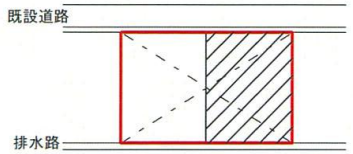

暗渠排水工

吸水渠

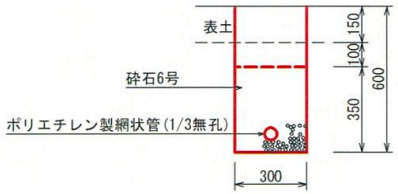

設置間隔

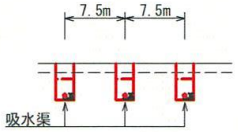

集水渠

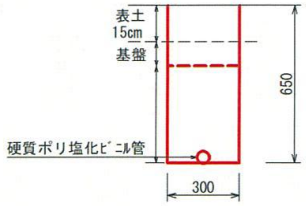

公文地区共同施行土地改良事業規約

第１条　この共同施行は、公文地区土地改良事業共同施行と称する。
（以下「共同施行」という。）

第２条　この共同施行の土地改良事業を施工する地区（以下「共同施行」という。）は次に掲げる地域とする。　　まんのう町公文

第３条　この共同施行は、この規約及び土地改良事業計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。

大区画化等加速化支援事業
地域計画実現化促進生産基盤整備事業
農地集積促進事業

第４条　この共同施行の事務所は、代表者宅に置く。

第５条

１，　この共同施行に施行委員を 6 人置く。

２，　施行委員の互選により委員長（以下「施行委員長」という）１人置く。

３，　施行委員の任期は１年とし施行委員長の任期は１年とする。但し再任を妨げない。補欠委員はその前任者の残任期間とする。

４，　施行委員はその任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

５，　施行者はその総数の３分の２以上の同意を得て施行委員を解任することができる。

第６条　施行委員は土地改良事業計画及び規約の規定並びに総会の議決の範囲内において工事の施行工作物の維持管理金銭及び物品の出納その他事業の施行に関する一切の事務を処理する。

第７条

１，　施行委員長は、施行委員の職務を執行するにつき施行者を代表する。

２，　施行委員はあらかじめその互選により、定められた順序に従い施行委員長に事故があるときは、その職務を代理し施行委員が欠けた場合にはその職務を行う。

第８条　共同施行の施行に伴い登記の申請をするときは施行者は施行委員長に委任するものとする。

第９条

１，　総会は総施行者で組織する。

２，　施行区域内の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、又は使用権利を有する物（以下「権利者」という）は総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

第１０条

１，　施行委員長は毎事業年度１回通常総会を招集しなければならない。

２，　総会は総施行者の２分の１が出席しなければ聞くことができない。

３，　施行委員長は必要があると認めるときは何時でも臨時総会を招集することができる。

第１１条　施行者がその３分の１以上の同意を得て会議の目的たる事項及び招集理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは施行委員長は、その請求があった日から３日以内にこれを招集しなければならない。

第１２条

１，　総会を招集するにはその総会の日の前日までに会議の日時場所及び目的を各施行者に通知しなければならない。

２，　前項の通知は共同施行者名簿に記載してあるその者の住所にあててする。

第１３条　別に規定するものの外、次に掲げる事項は総会において議決する。

（１）経費の収支予算

（２）賦課金及び夫役現品の賦課徴収方法

（３）事業報告書及び収支決算書の承認

（４）その他重要な事項

第１４条

１，　施行者は各々１個の議決権を有する。

２，　施行者は第１２条の規定により通知があった事項について書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

3，　前項の規定により議決権を行う者は出席者とみなす。

4，　代理人は施行者又は被代理者の同居の親族若しくはその配偶者でなければならない。

5，　代理人は２人以上の施行者を代理することができない。

6，　この共同施行とある施行者との関係につき議決をする場合はその施行者は議決権を行うことができない。

第１５条

1，　総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いて総施行者の半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2，　議長は、施行委員長があたる。

第１６条　次に掲げる事項についての総会の議事は、総施行者の３分の２以上が出席し、その議決権の３分の２以上で決する。

1，　借入金並びにその方法、利率及び償還の方法

2，　解散した場合の清算人の選任

3，　残余財産の処分の方法

第１７条　総会の議長は次に掲げる事項を記載した議事録を調整し、出席した施行者の２人とともにこれに記名押印しなければならない。

1，　開会の日時及び場所

2，　会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称

3，　議事の要領

4，　決議事項

5，　賛否の数

第１８条　第３条の事業に要する経費に充てるための賦課金は予算の定める所により均等割及び施行区域内にある農地の全部につき地積割に賦課するものとする。

第１９条　前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は総会で定める。

第２０条

1，　施行委員は共同施行者名簿及び土地原簿を調整し、これを議事録及び事業に関する書類とともに主たる事務所に備えて置かなければならない。

2，　前項の共同施行者名簿及び土地原簿には、土地改良法施行規則第７１条第３項において準用する第２３条及び第２４条に規定する事項を記載しなければならない。

3，　施行者及び権利者は前項の書簿の閲覧を求めることができる。

第２１条　施行委員は毎事業年度の経費の収支予算を調整し当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。但し、初年度においては共同施行の認可を受けた後遅滞なくこれをしなければならない。

第２２条　金銭は総会で定められた金融機関に預け入れるものとする。

預金　　香川県農協　協栄支店

第２３条

1，　工事は請負とする。

2，　施行委員は工事の請負をすることができない。

第２４条　工事の請負又は物品の購入は競争入札の方法によらなければならない。但し、総会の議決により随意契約によることができる。

第２５条　この共同施行の事業年度は、毎年４月１日より翌年の３月３１日までとする。

公文地区共同施行

代表者 [redacted]

本書は原本と相違ありません
令和８年１１月４日
公文地区共同施行 代表者 [redacted]